

グループホーム 風のコテージ

契約書及び重要事項説明書

当事業所は介護保険の指定を受けています

(中野市指定 第2091100061号)

有限会社 すまいる

# グループホーム（認知症対応型共同生活介護）風のコテージ

## 契約書

### （契約の目的）

第1条 グループホーム風のコテージ(以下「当施設」という)は、要支援2または要介護状態と認定されかつ認知症と診断された利用者(以下単に「利用者」という)に対し、介護保険法令の趣旨に従って認知症を持った高齢者の方が、地域の中で人間としての尊厳を保ちながら、最後まで楽しく生き生きと生活出来るためのサービスを提供し、一方、利用者または利用者を扶養する者(以下「扶養者」という)は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本契約の目的とします。

### （適用期間）

第2条 本契約は、利用者が認知症対応型共同生活介護契約書を当施設に提出した時から効力を有します。

### （利用者からの解除）

第3条 利用者及び扶養者は、当施設に対し、利用中止の意思表示をすることにより、利用者の認知症対応型共同生活介護計画にかかわらず、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護利用を解除・終了することができます。なおこの場合利用者及び扶養者は、速やかに当施設及び利用者の認知症対応型共同生活介護計画作成者に連絡するものとします。但し、利用者が正当な理由なく、認知症対応型共同生活介護実施期間中に利用中止を申し出た場合については、基本料金及びその他ご利用頂いた費用を当施設にお支払い頂きます。

### （当施設からの解除）

第4条 当施設は、利用者及び扶養者に対し、次に掲げる場合には、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護の利用を解除・終了することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立または要支援1と認定された場合
- ② 利用者の症状、心身状態等が著しい悪化のため、当施設で共同生活が営むことができず、適切な認知症対応型共同生活介護サービスの提供が困難と判断された場合
- ③ 利用者及び扶養者が、本約款に定める利用料金を2ヶ月以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず、支払わない場合
- ④ 利用者又は扶養者が、当施設及び当施設の職員又は他の利用者等に対して、利用継続が困難になる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑤ 天災、災害、施設、設備の故障その他やむを得ない理由により、利用させることができない場合

### （利用料金）

第5条 利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、本契約に基づく認知症対応型共同生活介護の対価として、重要事項説明書に記載されている料金をもとに計算された額の合計額及び利用者が個

別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。

- 2 当施設は、請求書及び明細書を作成し、月初めにお渡しします。利用者及び扶養者は、連帯して、当施設に対し、利用料を支払うものとし、ます。なお、支払いの方法として事業所に持参されるか、銀行の自動引き落としをご利用頂くか、銀行振り込みの方法もありますので、双方合意した支払方法によります。
- 3 当施設は、利用者又は扶養者から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、その支払者に対し、領収書を発行します。

(契約者)

第6条 ご利用されるご本人である。

- 2 ご本人が署名が不可能な場合は代理人の署名が可能である。

(保証人)

第7条 契約者の親族が望ましいが不可能な場合は、代理人・成年後見人・または第三者でも良い。

- 2 保証人は身元保証だけでなく本契約の全ての事項において保証する人である。

(連帯保証人)

第8条 契約者の保証人と生計が別の人であること

- 2 一般的な金銭面での連帯保証だけでなく、入所中に起きた問題や、退所後の契約者個人の財産に対しても責任を持って対応していただく人である。

(記録)

第9条 当施設は利用者の認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間は保管します。

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧を求めた場合には原則として、これに応じます。但し、扶養者その他の者(利用者の代理人を含めます)に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

(身体拘束廃止及び高齢者虐待防止等)

第10条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を記録に記載することとし扶養者に報告し、対応方法を検討します。

- 2 高齢者に対し虐待行為を行う事は絶対にありません。もし、そのような場面を発見した場合は事実関係を明らかにした上で扶養者及び保険者にも報告し対策を検討します。
- 3 ハラスメントに対する必要な措置を講じています。
- 4 身体拘束廃止及び高齢者虐待防止委員会を設置し、指針の整備、研修、及び担当者を決めています。委員はハラスメント委員会も兼務します。

(秘密の保持)

第11条 当施設とその職員は業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族当に関する秘密を正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者及び扶養者から予め個人情報同意書に署名の同意を得た上で行うこととします。

- ① 介護保険サービスのため市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、あるいは、適切な在宅療養のための医療機関等への情報提供。
- ② 介護保険サービスの質の向上のための学会研究会当での事例研究発表等。なおこの場合は利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。
- ③ 当施設の従業員であった者が、就業中及び退職後も、業務上知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らすことがない様、必要な措置を行ないます。

2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取り扱いとします。

(緊急時の対応)

第12条 当施設は、利用者に対し、施設看護師の看護的判断により、受診が必要と認められる場合、かかりつけ医、又は協力医療機関での診療を依頼することがあります。

2 前項のほか、認知症対応型共同生活介護利用中に利用者の心身の状態が急変した場合当施設は、利用者及び扶養者が指定するものに対し、緊急に連絡を取ります。

(要望又は苦情等申し出)

第13条 利用者及び扶養者は、当施設の提供する認知症対応型共同生活介護に対しての要望又は苦情等について、苦情受付担当者に申し出ることができます。

\* 苦情等の申し込み先は、重要事項説明書に記載されています。

(賠償責任)

第14条 認知症対応型共同生活介護の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は利用者に対して損害を賠償するものとします。会社が所定の損害賠償保険に加入します。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び扶養者は連帯して、当施設に対し損害を賠償するものとします。

(本契約に定めない事項)

第15条 この契約に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と当施設が誠意を持って協議して定めることとします。

上記の契約を証する為、本書2通を作成し、利用者及び当施設を有する事業所（以下単に事業所）が署名の上、1通ずつ保有するものとします。

契約締結日 令和 年 月 日

事業者

住所 中野市大字新野59-1  
事業者名 有限会社 すまいる  
代表取締役 小川広樹  
事業所名 グループホーム 風のコテージ

契約者本人

住所

氏名

保証人(代理人・成年後見人・または第三者)

住所

氏名

連帯保証人

住所

氏名

# 「グループホーム風のコテージ」重要事項説明書

この規定は、有限会社すまいるが運営するグループホーム風のコテージ(以下、施設とする)の運営および利用について必要な事項を定め、事業の円滑な運営を図ることを目的とします。

## 第1条 事業所の名称等

- ・事業所名 グループホーム 風のコテージ
- ・所在地 中野市大字間山838-2
- ・電話番号 0269-38-0335
- ・FAX番号 0269-24-6252
- ・事業者名 有限会社 すまいる
- ・介護保険事業者番号 2091100061

## 第2条 グループホーム風のコテージ の目的

グループホーム風のコテージは、介護保険法の目的及び基本理念に基づき、認知症を持った高齢者の方が、地域の中で人間としての尊厳を保ちながら、最後まで楽しく生き生きと生活出来るためのサービスを提供することで、高齢者社会に貢献することを目的とします。

## 第3条 グループホーム風のコテージ の運営方針

- ・重度の認知症、重度の障害があつて介護量が多い方でも、共同生活を送ることが出来、なおかつ定員が満員でない限りは断りません。
- ・業務を優先せず、その方にあつた時間で生活することが出来、家庭的でゆったりと、楽しく過ごす事が出来ます。ただ生かされている老後ではなく、生きている実感を持ってもらう事が出来ます。
- ・利用者、スタッフが共に生活しながら一緒に楽しめる場や雰囲気を作り、利用者だけでなく家族も含めた良い関係作りを行う事が出来ます。
- ・可能な限り自立した生活を送ることが出来るように、心身の状態に応じた個別のケアプランに添ったサービスを行います。
- ・利用者、家族が希望する限りはどんな心身の状態になっても最期まで生活が送れるよう援助します。
- ・家族や地域の人が、気軽に立ち寄ることが出来、地域の中で共有できる場にするとともに地域の活性化にも貢献します。

## 第4条 職員体制および勤務体制

### 1・職員体制

#### ① 管理者 1名(A棟・B棟常勤兼務)

業務の管理および職員等の管理を行ないます。

#### ② 計画作成担当者 2名(常勤兼務) 各棟(1名ずつ)

介護支援専門員が適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成すると共に、連携する病院などとの連絡・調整を行います。

- ③ 介護職員 利用者3名に対し1名以上  
利用者に対し必要な介護および支援を行います。  
\*夜間及び深夜の時間帯のみ2名となります。(各ユニット1名)
- ④ 看護職員 1名以上(A棟・B棟常勤兼務)  
看護師等により利用者に対し必要な健康管理などを行いません。

## 第5条 サービスの概要

### 1・主なサービス内容

食事	職員による手作りの献立により、栄養と利用者の身体状況に配慮したバラエティに富んだ食事やおやつを提供します。また、利用者と共に調理等行いながら生活リハビリや楽しみの一環となるよう援助します。 <食事時間> 朝食：7時30分～ 昼食：12時～ おやつ：15時～ 夕食：17時45分～
排泄	利用者の身体状況に応じた適切な排泄介助を行うとともに、排泄の適切な指導や援助を行いません。
入浴	お一人ずつゆっくりと入浴していただき適切な入浴介助を行いません。 入浴日：基本は週2～3回ですが、ご希望があれば毎日でも入ることが可能です。
日常生活の援助	その他、生活をしていく上で利用者の自立支援を行いながら援助するように努めます。
健康管理	看護師等により、常に利用者の健康管理に努め、必要な場合はかかりつけ医や協力医療機関に引き継ぎます。
相談及び援助	利用者及びそのご家族からの相談については誠意を持って応じ、可能な限り必要な援助を行うよう努めます。
レクリエーション	施設での生活をより実りあるものとするために、個別に又は施設全体でさまざまなレクリエーションを企画していきます。  <年間レクリエーション予定> 1月 お正月 新年会                      6月 バラ祭り 2月 節分                                      8月 七夕 3月 ひなまつり                              10月 紅葉狩り 4月 お花見                                   12月 忘年会 クリスマス 5月 バーベキュー  <その他> 誕生日会・ドライブ・買い物・散歩 等

- 2・利用定員 すべて個室にて18名(A棟9名・B棟9名)

### 3・利用料金

- ① 法定代理受領サービスとして、利用料の1割から3割の自己負担分を利用者様からいただきます。所得によって負担割合が決まる為、中野市から送られてくる負担割合証で確認します。
- ② 介護保険料の内訳及び、その他の料金は別紙1・2を参照して下さい。
- ③ 施設の行事などで多額の経費が発生した場合は、実費を負担していただく場合があります。月の途中の入退所（入院や外泊）については日割り計算となりますが、再入所に備え部屋を空けている場合は、居住費のみいただきます。
- ④ 利用料の締め切りは毎月末日とし、請求書は翌月の初旬に用意しますので、口座振替・振り込み・現金のいずれかの方法によりお支払い下さい。銀行振り込みの手数料につきましては、利用者負担になります。
- ⑤ その他、法改正、経済情勢及び物価の変動により、一部お支払い頂く料金を変更する場合があります。

## 第6条 設備等

### 1・構造など

- ① 構造 木造2階建て2棟（A棟、B棟）
- ② 敷地 1,381.12㎡
- ③ 建物面積 A棟218.62㎡ B棟132.74㎡ 連絡通路3.64㎡
- ④ 床面積 A棟244.94㎡ B棟248.42㎡ 連絡通路3.64㎡

### 2・居室など

	A棟	B棟
居室	9部屋・4畳半(7.4529㎡)5部屋	9部屋 5.25畳(7.77㎡)
	・6畳(9.9372㎡)4部屋	予備室3部屋 6畳(8.89㎡)1部屋
		3.75畳(5.43㎡)2部屋
食堂兼居間	39.7488㎡	1F 31.80㎡
		2F 27.81㎡
浴室	4.1405㎡	4.14㎡
洗面所	2ヶ所	3ヶ所(1F2ヶ所、2F1ヶ所)
トイレ	4ヶ所	4ヶ所(各階2ヶ所)
事務室	7.4529㎡	5.40㎡

## 第7条 当施設利用時に留意して頂きたいこと

### ① 面会

原則として、面会時間は24時間可能となっておりますが、防犯上20時～翌7時30分までは施錠しておりますので、面会の際は玄関のインターホンにてお知らせ下さい。

### ② 外出・外泊

外出・外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。

③ 金銭・貴重品の管理

- ・紛失等の事故があった場合、責任は負いかねますので、貴重品・現金の管理はご家族でお願い致します。
- ・お小遣いの管理は、施設にて行います。

④ 所持品の管理

- ・衣類など、身の回り品はあまり多すぎない程度にお持ち下さい。管理は担当者が行いますが衣替えなどはご家族にお願い致します。
- ・個人の持ち物には名前のご記入をお願い致します。

⑤ 火気の取り扱い

- ・施設内での火気の取り扱いには原則として禁止いたします。なお、喫煙は決められた場所にてお願い致します。

⑥ 施設内での規律について

- ・施設内での規律を守り騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮ください。
- ・施設内で他の利用者に対する宗教活動及び政治活動は遠慮ください。
- ・居室及び共用施設、敷地をその本来の用途にしたがってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合、弁償していただく場合があります。

## 第8条 医療体制

- ・看護師等が1日に1回程度血圧測定等を行い健康管理を行います。
  - ・通院や薬の受け取り等に関してはできるだけご家族の方をお願い致します。やむを得ず都合が付かない場合は、スタッフにご相談下さい。
  - ・ご利用者が緊急を要する症状を発見した場合、ご家族、主治医などに連絡を取り適切な措置をいたします。
  - ・当施設に入所中に万が一の場合となりましても、ご家族やご利用者の希望により当施設にてできる限り最期までお世話させていただきます。その際発生した費用については頂く場合があります。
  - ・入所中に病気や高齢により重度化した場合は、対応に係る指針をもとに適切な対応をいたします。
- <重度化した場合における対応に係る指針>

### 1 目的及び基本的な姿勢

グループホームの入居者の方が、病状の重度化や加齢による衰弱により人生の終末期を迎える事になっても、なじみの関係での生活を維持し、本人が望む場所で最期まで暮らしていくことが出来るように、医療関係者や家族等と協力して対応していくことを目的とします。

病状が重度化した入居者、あるいは人生の終末期の入居者が、疼痛や苦痛が無く、穏やかに最期を迎える事が出来るように、又、本人や家族が望むような形で人生の幕を閉じる事が出来るように対応していきます。

### 2 急性期における医師や医療機関との連携体制

基本的に普段の健康管理や内服治療中の病院はかかりつけ医となっています。

緊急時には救急車にて主に北信総合病院への搬送となります。その際ご家族の方にご連絡しますが病院へは施設の看護師等も付き添います。入所中の様子や急変時の状態など病院の医師や看護師に伝え、後日、書面にて情報の提供をさせていただきます。入院中は病院と施設の間で連携をとり入院期間や退院に向けての情報を検討しながらフォローします。

### 3 入院中の認知症対応型共同生活介護における居住費や食費の取り扱い

介護保険の負担分は入院された翌日から退院される日までかかりませんが、入院時費用として、退院後の再入所の受け入れ態勢を整えるために、入院中のお部屋を確保している場合、以下の費用がかかります。お部屋を確保する期間は最大30日です。

#### ① 介護報酬（1割～3割）

認知症対応型入院時費用 246単位/日（月最大6日）

#### ② 実費分

居住費 居室をあけてお待ちしている状態の為、入所中と同様にかかります

食費 頂きません

水道光熱費 頂きません

日用雑貨費 頂きません

### 4 看取りに関する考え方

認知症対応型共同生活介護は介護保険上、在宅介護の一部として位置づけられています。

入所されている方が入所時より重度化していく事は予想できますし、実際、入退院後再入所出来ないという事は行き場がなくなってしまう事です。

当施設では、入所時にご家族の方と最期の場面のお話しもさせていただき、お元気なうちから看取りに対するご家族の意思やご本人の意思を尊重したいと考えています。

ご高齢で老衰に近い形の場合、最期の場面が病院ではなく、施設やご自宅という事も可能かと思えます。そのまま施設でとなった場合は静かにみんなで見守りながら看取りたいと思えます。その後の死亡診断は、かかりつけ医の先生か、提携して頂いている高野医院にお願いすることになります。

\*入所時に、かかりつけ医による診断書、健康保険証、介護保険証 等お持ちください。

### <看取りに関する指針>

#### 1 看取り介護とは

看取りとは、人が自然に亡くなっていくまでを見守る過程のことをいいます。ご本人及びご家族の意志を尊重したうえで、延命処置（胃瘻造設や、点滴など）を行わず、ゆっくりと死を迎えることを主治医と相談して決めた場合、看取りケアが始まります。

高齢者で大きな病気はなくても、食事量が減り体の機能も落ちていく場合があります。認知症が進み、食事を食べられなくなる人もいます。そのような場合でも生活面でのケアは必要になりますし、最期までその人らしく生きるお手伝いをしなければいけません。それが看取り介護です。

#### 2 看取り介護を行うための準備と過程

看取り介護マニュアルに沿って、看取り介護・ケアプランを作成し、看取り介護ケアプラン会議を行います。看取り介護ケアプランに沿って、日常的なケアが行われます。又、ご本人の状態によって適宜見直しを行います。

### 3 看取り介護に係る費用

#### ① 看取り介護加算（1割～3割）1日につき

死亡日以前31日～45日 72単位

死亡日以前4日～30日 144単位

死亡日以前2日又は3日 680単位

死亡日 1,280単位

#### ② 実費分

エンゼルケアセット（顔にかける白い布と顎を固定するバンド） 800円

浴衣 3,000円

### <協力医療機関>

高野医院 中野市中央6-22 電話番号 0269-22-6810

すばる歯科クリニック 中野市西条627-1 電話番号 0269-23-1145

## 第9条 衛生管理

- ・介護サービスを提供するにあたって必要な設備、備品等の清潔を保持し、常に衛生管理に留意します。
- ・従業員は県・保健所等の指導により感染症等に関する知識の習得に努めます。

## 第10条 秘密保持及び個人情報の使用

- ・当施設の従業員は、業務上知り得た利用者またはその家族の秘密及び個人情報については生命・身体に危険がある場合を除き第三者に漏らすことはありません。
  - ・当施設の従業員であった者が、就業中及び退職後も、業務上知り得た利用者または家族の秘密及び個人情報を漏らすことがない様、必要な措置を行ないます。
- \*ただし、サービス担当者会議等において、必要な情報については一定の条件の下でご利用させていただくことがあります。

## 第11条 非常災害時及び感染症の対策

- ① 事業者は、当事業所の所在する地域の環境及び利用者の特性に応じて、事象別の非常災害に関する具体的計画として災害対応マニュアルを策定し、災害対策委員会を設置しています。
- ② 消防法に規定する防火管理者を設置して、消防計画を作成すると共に、消防署の指導により年に2回消防避難訓練を行います。また、管理者は日常的に具体的な対処方法、避難経路および協力機関等との連携方法を確認し、災害時には人命を最優先に安全な場所に誘導し、最善を尽くし対応します。  
設置されている設備：消火器・自動火災報知設備・誘導灯・誘導標識・火災通報装置・スプリンクラー。
- ③ 事業所は、感染症の集団感染により、利用者がサービスの提供を受けることが出来なくならないように感染症対応マニュアルを策定し、感染症対策委員会を設置しています。
- ④ 事業者は、災害や感染症が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制を整える為、業務継続計画を策定し、研修と訓練を実施しています。

## 第12条 苦情等の申し込み先

ご利用者、ご家族等からの苦情に対して、迅速かつ適切に対処するため、受付窓口の設置・担当者の配置・事実関係の調査・改善措置・利用者及び家族等に対する説明・記録の整備など必要な措置を講じます。

＜当施設のサービスに関する苦情、相談＞

担当 管理者 電話番号 0269-38-0335

中野市への連絡 電話番号 0269-22-2111 (健康福祉部高齢者支援課)

長野県国民健康保険団体連合会 電話番号026-238-1580 (介護保険課苦情処理係)

## 第13条 事故発生時の対応及び損害賠償について

- ・当施設にてサービス提供時に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、ご利用者が損害を被った場合、当施設はご利用者に対して損害を賠償するものとします。会社が所定の損害賠償保険に加入します。
- ・ご利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、ご利用者及びご家族等は連携して当施設に対し損害を賠償するものとします。

## 第14条 サービスのご利用に対してのお願い

当事業所の職員に対し、精神的及び肉体的な圧力があつた場合、サービスの継続が困難になることがありますので、ご協力をお願いします。

- ① 金品やお菓子など、お心付けは不要です。
- ② 職員の写真を撮影する場合、個人情報保護法に準じて事前に職員本人の同意を受けて下さい。
- ③ ハラスメント行為などにより、健全な信頼関係を築くことが出来ないと判断した場合は、サービスの中止や契約を解除することもあります。

## 第15条 運営推進会議

ご利用者、ご家族、地域住民の代表者等により構成される協議会(運営推進会議)を設置し、おおむね2ヶ月に1回以上活動状況を報告し、運営推進会議の評価をうけ、要望・助言等を聞く機会を設けています。

## 第16条 第三者評価の実施の有無

第三者評価とは介護サービスの質の向上のためであると同時に、評価結果を公表することにより、ご利用者の適切なサービス選択に資するための情報を生み出す目的があります。当施設では第三者評価を行っており詳細は以下の通りです。

- ・実施した直近の年月日 令和7年10月20日
- ・実施した機関の名称 一般社団法人ピュア
- ・評価結果の開示状況 福祉保健医療情報ネットワークシステム (WAM NET)  
当施設の玄関フロアの掲示板

第17条 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は事業者と利用者の協議に基づき定めるものとします。

#### 附則

この規程は平成22年5月1日より施行する。  
この規程は平成24年2月1日より一部改正する。  
この規程は平成24年3月16日より一部改正する。  
この規程は平成24年4月1日より一部改正する。  
この規程は平成26年1月1日より一部改正する。  
この規程は平成26年4月1日より一部改正する。  
この規程は平成27年2月1日より一部改正する。  
この規程は平成27年4月1日より一部改正する。  
この規程は平成28年4月1日より一部改正する。  
この規程は平成29年4月1日より一部改正する。  
この規程は平成30年11月1日より一部改正する。  
この規程は令和1年5月1日より一部改正する。  
この規程は令和1年10月1日より一部改正する。  
この規定は令和3年4月1日より一部改正する。  
この規定は令和4年1月1日より一部改正する。  
この規定は令和5年11月1日より一部改正する。  
この規程は令和6年4月1日より一部改正する。  
この規程は令和6年6月1日より一部改正する。  
この規程は令和6年8月8日より一部改正する。  
この規程は令和7年11月1日より一部改正する。

利用の提供開始にあたり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要な事項を説明しました。

事業者 中野市大字新野59-1  
有限会社 すまいる  
代表取締役 小川広樹

説明者署名

私は契約書及び本書面により、事業所の担当職員より、重要事項の説明を受けました。

令和 年 月 日

利用者（又は保証人）

住所

氏名



